

財務諸表に対する注記

- 1 継続組織の前提に関する注記
該当なし。

- 2 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①その他有価証券

市場価格のあるものは、時価法を採用している。

- (2) 固定資産の減価償却の方法

什器備品……定額法による減価償却を実施している。

- (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

- 3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普 通 預 金	10,236,000	0	0	10,236,000
投 資 有 価 証 券	22,112,826,991	512,271,400	660,058,291	21,965,040,100
小 計	22,123,062,991	512,271,400	660,058,291	21,975,276,100
特定資産				
特別研究引当資産				
普 通 預 金	13,927,121	474,614	573,228	13,828,507
合同運用指定金銭信託	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
投 資 有 価 証 券	76,785,280	3,214,720	2,005,760	77,994,240
管理運営積立資産				
普 通 預 金	104,955,335		100,000,000	4,955,335
定 期 預 金		100,000,000	100,000,000	0
合同運用指定金銭信託	0	100,000,000	0	100,000,000
小 計	395,667,736	403,689,334	402,578,988	396,778,082
合 計	22,518,730,727	915,960,734	1,062,637,279	22,372,054,182

- 4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
普 通 預 金	10,236,000	10,236,000	0	—
投 資 有 価 証 券	21,965,040,100	21,965,040,100	0	—
小 計	21,975,276,100	21,975,276,100	0	—
特定資産				
特別研究引当資産				
普 通 預 金	13,828,507	13,828,507	0	—
合同運用指定金銭信託	200,000,000	200,000,000	0	—
投 資 有 価 証 券	77,994,240	77,994,240	0	—
管理運営積立資産				
普 通 預 金	4,955,335	4,955,335	0	—
合同運用指定金銭信託	100,000,000	100,000,000		
小 計	396,778,082	396,778,082	0	—
合 計	22,372,054,182	22,372,054,182	0	—

- 5 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品(ノートパソコン3台)	581,130	193,710	387,420
什器備品(PCバックアップ設備)	307,120	307,119	1
什器備品(セキュリティ設備)	597,300	119,460	477,840
電話加入権	145,600	—	145,600
合 計	1,631,150	620,289	1,010,861

- 6 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
一般正味財産への振替額	△ 675,379,186
合 計	△ 675,379,186

- 7 資産除去債務に関する注記

当法人は事務所に係る建物賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有している。
しかし、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、かつ、将来移転等の予定もないことから、
資産除去債務を合理的に見積もることができない。そのため当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

- 8 その他(金融商品の状況)

- (1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業及び法人運営の財源の大部分を運用益によって賄うため、債券、株式、
デリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品により資産運用する。

当法人が利用するデリバティブ取引は、デリバティブを組み込んだ複合金融商品(仕組債)のみであり、
一定の金額を限度としている。なお、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針である。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、債券、株式、デリバティブ取引を組み込んだ債券(仕組債)であり、発行体の信用リスク、
市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク)にさらされている。

- (3) 金融商品のリスクに係る管理体制

- ① 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

- ② 信用リスクの管理

債券及び仕組債については、発行体の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

- ③ 市場リスクの管理

株式については、時価を定期的に把握し、理事会に報告する。